

告示

埼玉県告示第五百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画道路三・五・六十一号国納橋通り線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

宮代町大字国納、大字和戸、宮代台一丁目及び和戸二丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

宮代町大字国納、宮代台一丁目及び和戸二丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、宮代町未来のまち

整備課

四 縦覧期間

令和七年六月二十七日から令和七年七月十一日まで